

松尾神社領伯耆国東郷庄の一考察

——主として和与中分図を中心に——

はしがき

一、東郷池の環境

二、「東郷庄和与中分図」の歴史的背景

三、「東郷庄和与中分図」の内容

四、羽合平野の集落について

はじめに

条里遺構の見られる地域では、何となく集落（耕地・宅地・道路・水路を含めた）の形成やその変遷過程が整然とつかめそうな気がする。しかしそれは視覚による幻想であって、歴史性が、どれこれなく現在の景観の上に平板に投影されてしまっている実情ではきわめて困難な問題と思われる。そうではあるが、若しくらかでも現在の景観に投影されている歴史性の内容を明らかにし得るなら、必ずしも不可能な課題ともいい切れない。もちろんその目的のためには条件に恵まれた地域が必要であり、幸いある結果が出たとしてもそれは極めて部分的地方的であることも当然

渡 辺 久 雄

なことである。

こうした目標から今回は鳥取県東伯郡にある東郷池西方の羽合平野の場合を一例証として取りあげてみた。方法的には従来のこの地の条里制研究をふまえた上で、東郷池に関する研究報告により自然環境の特徴を見きわめ、松尾神社文書、原田家系図(地頭)を縦軸に、「松尾神社和与中分図」を横軸として、いわゆる歴史的背景を求め、ついで羽合平野に残る近世史料(地詰帳・繩入帳・田畑地続全図)を操作して具体的に幾つかの集落の変遷を考察してみた。しかし結果的には近世史料の分析、解明に意外に手間どり、筆者としては部分的な、しかも推定という形の結論しか得られず、「歴史的地誌」というみじめな姿に終ってしまった。ただ方法的に誤ったという考えはなく、いつかはよりの確なものが見つめそうな気がしている。従って今回の報告はそうした意味での大方の御批判を受けたい。

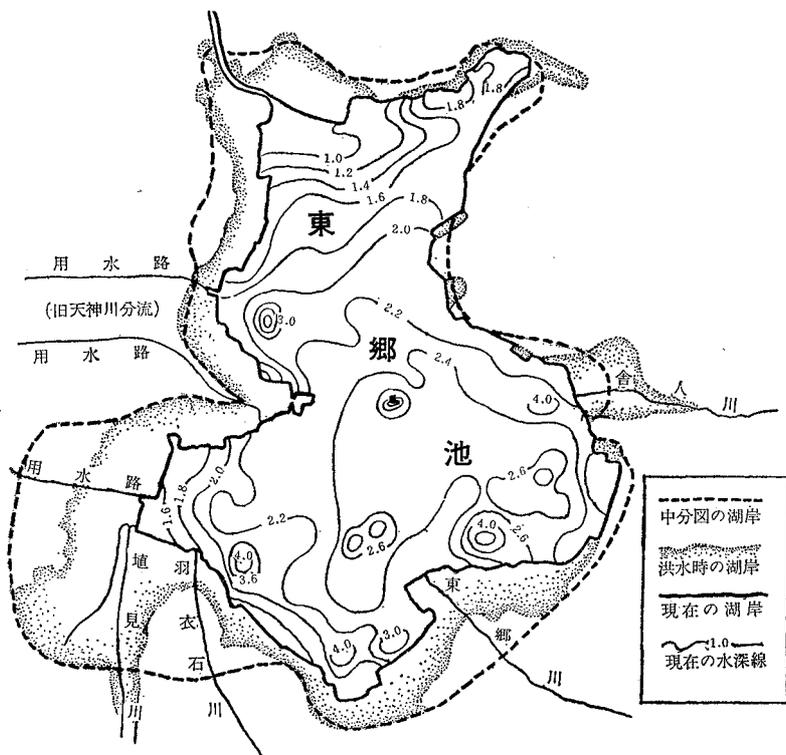
一、東郷池の環境

現在、池の北―西部が羽合町、南―東部が東郷町に所属する。羽合町は旧宇野・橋津・浅津・長瀬の各村の合併によるもので、近世には宇野・橋津・上橋津・赤池・南谷・光吉・下浅津・上浅津・長瀬・田後・水下・久留の諸集落から成っており、東郷町は松崎・東郷・花見・舎人の各町村の合併でできたもので、これも近世には松崎・引地・小鹿谷・田畑・国信・別所・方面・高辻・川上・中興寺・久見・長和田・長江・門田・佐美・埴見・羽衣石・野花・方地・藤津・宮内・野方・白石・漆原・北福の諸集落が存在していた。

東郷池とその周辺の自然環境については、条里研究をも含めて、岩永実の報告(鳥取県における条里地域の研究、第II報―鳥取大学芸学部研究報告 第一〇巻 第二号 昭和三四年)があるが、近年鳥取県資源開発局による「鳥取県水理

地質図」と「水理地質図説明書(正)(昭和三九年)・(続)(昭和四一年)」、ならびに鳥取県厚生部刊行の「鳥取県温泉調査報告」IX、Xの「東郷池周辺温泉調査報告(1)」（工業技術院地質調査所温泉グループ 昭和四〇年）、「東郷池周辺温泉調査報告(2)」（同上 昭和四一年）に詳細な研究報告が見られる。従つてそれらを要約すると、付近一帯は中生代末〜新生代古第三紀に形成された山陰花崗石と、これを覆う新第三紀末鮮新世に噴出した火山岩類（安山岩熔岩・玄武岩溶岩）が基盤をなし、その上部に第四紀堆積物が広く分布している。地質構造上、東郷池を中心に東北―西南方向とやや不確定ながら東西方向の交互する断層線が走っているから、東郷池の基本的成立は、二つの断層線によつてできた構造谷であり、それが海進によつて溺谷となり、その後卓越風による砂土の移動堆積で堰止湖（鹹水湖）に変化し、やがて天神川の運ぶ河川堆積物によつて逐次、北西の方向から池面の縮小が始まり、それとともに鹹水性から汽水性の淡水湖へと変遷過程をたどつたと考えられる。

第1図に見られる如く水深は平均二・三メートル程度に過ぎないが、北、北西部が浅く、南部がやや深い。これは池中に注ぐ各河川の集水面積の大小と、またそれによる土砂の堆積量に比例する。例えば西岸の羽合平野では地下七〇メートル前後で基盤の火山砕層岩類や凝灰岩に達し、それより上部はすべて第四紀の堆積である砂・粘土の互層であるのに対し、南岸の東郷町域では同じく六〇〜九〇メートルで基盤の凝灰岩・花崗岩に達するが、その上部にはかなりの厚みで礫層が見られ、いわゆる第四紀の河川堆積と判断できる砂・粘土層は二〇メートル前後に過ぎない。この自然条件から、羽合平野の方が土壌も肥沃であり、農耕に便であつたため、早く開墾が進められたといえる。事実条里遺構は羽合平野に広く展開しており、東郷町域では諸河川流域に小規模に分布しているに過ぎない。しかしまた一面において、土地自体の安定度は東郷町側に高く、旧天神川筋の羽合平野では屢々氾濫があり、近世に入つて天神



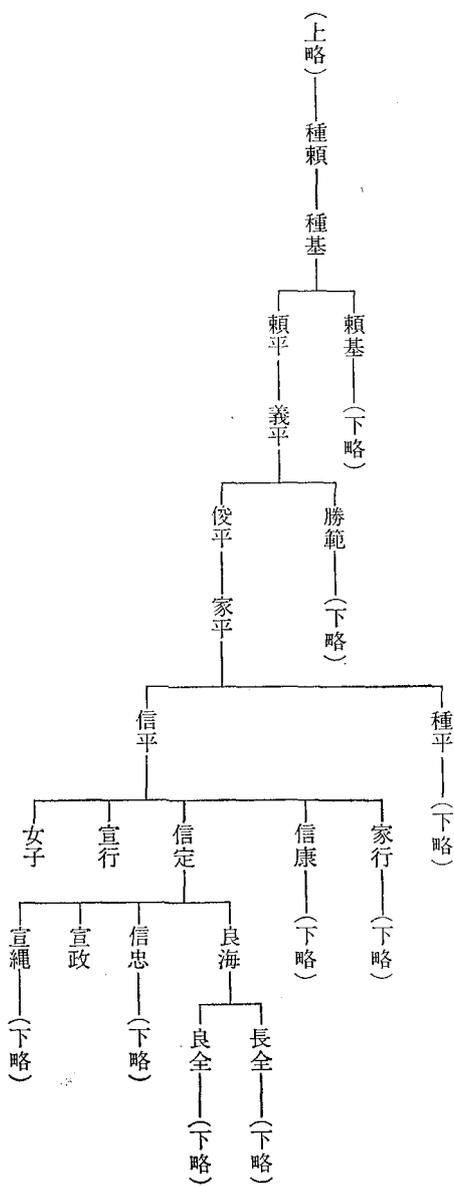
第1図 東郷池の湖岸線

川筋の付替によって、ようやく安定したという自然条件のマイナス面も知っていなければなるまい。

二、「東郷庄和与中分図」の歴史的背景

絵図「東郷庄和与中分図」の裏面には、この図が領家と地頭との和与中分によって、めでたく正嘉二年十一月に作成調印されたいきさが誌されている。正嘉二年は鎌倉時代、執権北条時頼出家後二年の一二五八年に当る。この図を通して知り得る事実は作成年とわずかに調印者である「沙弥 舜・散位 政久」の名に過ぎない。京都松尾神社所蔵文書（京都大学文学部国史学研究室筆写本）にも絵図に関する史料は見出せない。現地にも全く

第1表 原田系図の一部



何一つ史料は残っていない。こうしたときに筆者はフィールドワークの聴取の際偶然、東郷庄の地頭の子孫が現存すること、しかも神戸市内に居住すること、同家に系図を所蔵する事実を知り、直接同氏を訪ね、その好意により系図の撮影ができ、それに基づく若干の考証が可能となった。従って唯一の資料がこの系図にかかっているのです、その信憑性が問題にされねばならないが、その検討は別な機会に譲り、筆を進めることにする(第1表)。

原田系図によると原田氏の遠祖は帰化系であり、伯耆の原田氏は平安時代末に29代の原田種頼が伯耆守と名乗っている。註は「伯州河村東郡司、自此末葉有伯州」と誌しているが、正確な年代は不明である。大約十〜十一世紀ごろであろう。しかし31代頼平が、私領の笏賀庄を冷泉院北政所に寄進している。冷泉院の院政期間は九八四〜一〇一一

年にわたるから、これが事実とすれば十世紀からすでに伯耆国の東部に勢力を張っていたといえる。東郷の地名の出現は34代家平で、東郷太郎左衛門尉を名乗っているが、同じ伯耆国の西部の豪族と争って治承三年（一一七九）に戦死している。後述するところではあるが、記録された各代毎の墓所の位置から推すと、当該原田氏は伯耆の東部から進出して、西部に進もうとしたが、34代以降はしだいに東郷池を中心とした地域に固定し、一方東郷の南側の山を越えた三朝の谷や竹田の谷に進出を試みた様子が見られる。そしてこの系図によると41代（十五世紀ごろ）から、南条―山名―尼子―毛利の争いの中にまぎ込まれ、そこすらも追われて四散し、江戸時代には毛利藩に仕えて明治に及ぶのである。

さて本筋に戻って、戦死した家平の二子の種平・信平はそれぞれ成人して種平は笏質地頭となり、信平は東郷の地頭となった（信平が特に東郷七郎左衛門尉を名乗っており、次に述べる記事からそのことが想像される）。この信平の頭に「此時以私領寄進松尾社、今ハ東郷庄内ナカウタ（長和田）是也」とあるところを見ると信平は明らかに東郷の地を支配していたといえる。また従来、東郷庄と松尾神社との関係が明らかでなく、寄進の時代も不明であったが、この註記により、すくなくとも一一七九年以降のある時期に、松尾神社が東郷庄の領家となったことが明らかになる。また延徳二年（一二四〇）閏八月五日付の松尾神社文書に、「伯耆国東郷庄領家職の役目を地頭が押領した。これについてはこれまでも幾度か御成敗があったが実行してくれない。云々」と出ているから一二四〇年以前に、すでに松尾神社が東郷庄の領家となっていた点も明白であり、寄進してすぐ押領する筈がないとすればまず十二世紀末を寄進の時期とすべきであろう。しかし十二、十三世紀にかけて幕府体制が確立し、地方政治に守護・地頭の勢力が伸長してくる。従って領家とは名儀的な存在であり、守護・地頭の押領は各地で起こってくる。その紛糾は当然幕府

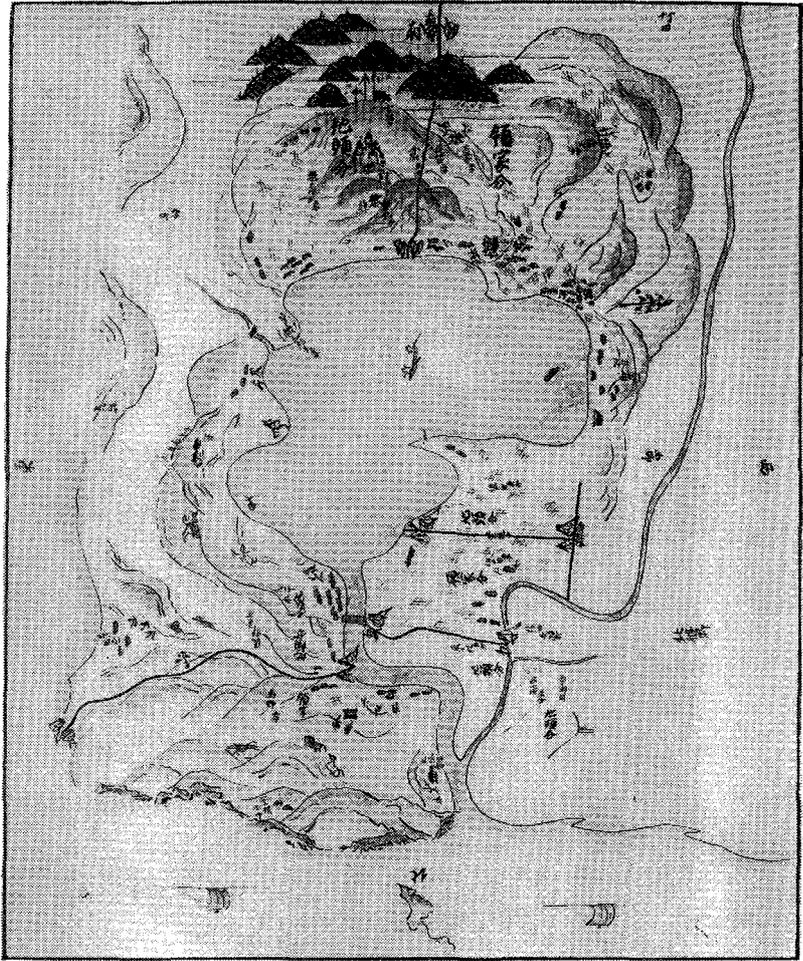
に訴えられたことであろう。そこで幕府は和解の一方法として、下地の交換分合ともいえる「和与中分之法」を各地で実施に移し始めたことが、吾妻鏡の巻七、文治四年(一一八八)、同卷十七、元久二年(一一〇五)に出てくる。従って、ここで問題にする「東郷庄和与中分図」も、その一連の動きの中で、正嘉二年(一二五八)に作られたものといえよう。

さきはこの絵図の裏書きに作成年月と調印者の名があると書いたが、その名と原田系図の関連はどうであるのか。東郷庄を松尾神社に寄進した信平には家行・信康・信定・宣行の男子があり、うち信康が竹田地頭で法名を阿舜と呼んだ註記がある。なお信定は三朝地頭となり、宣行は註記に誤りがないとすれば鎌倉に在って御成敗式目(貞永式目)の草案を作成した人物だと誌されている。それで、仮に竹田地頭の信康(法名阿舜)が中分図に署名し、宣行が鎌倉で御成敗式目の草案を作成したとして、その年次を比較すると、前者は正嘉二年(一二五八)、後者は貞永元年(一二三二)で二六年のひらきがある。常識的には一世代の間隔である。しかし信康が竹田地頭であったにもかかわらず、その墓所が、土地を松尾神社に寄進した父の信平と同じく東郷庄別所に在ること、信定の子(信康の甥)の宣政が文永九年(一二七二)鎌倉で討死している点を考慮すると、信康の世代を低下させることは無理であり、むしろ信康の晩年(法名を自ら署名した点も考慮して)に中分図が作られ、末弟の宣行が若い時代に鎌倉殿に仕えて貞永式目の作成に手伝ったと解釈すれば、同世代であっても起り得る可能性はあるといえよう。(なお昭和四十二年に刊行された羽合町史前篇では、御成敗式目の草案作成者が吾妻鏡によると法橋円全とあるため、信康兄弟の孫に当る(信定の孫)良全をこれに擬しているが、系図の註記は「大師公、三徳山領湯谷院主」とあるのみであり、良全を一二三二年の前後の人物とすることにより、實在年代の明白な家平以下四代が五〇年間に圧縮される矛盾が出てくる)。

さて「東郷庄和与中分図」は以上の如き背景の中で、領家、地頭間に作られたが、これで両者間の紛糾が一掃されたわけではなく、紛争が継続した有様は松尾神社文書の貞和四年（一三四八）十月廿五日付のもの、寛正二年（一四六二）七月八日付のもの内容からうかがわれる。ではこの絵図の持つ意識は全く短期間のものに過ぎなかったのか、歴史的事実は以上の通りであったが、その地域の集落に与えた影響は決して小さいものではなかった。その点について、最後の項で述べることにしたい。

三、「東郷庄和与中分図」の内容

絵図の裏書きの内容は「今、領家と地頭との間に和与中分が成立した。すなわち道路のある所ではその道路を以て両者の境界を定め、道路のない所では（地図上）そこに朱線を引いた。朱線の部分は両者が協力の上で堀を掘った。このようにして東西に分ける中分の仕事は完了した。ただし田畑を等分する場合には、伯井田（羽合平野）は西方（領家分）に所属すべきであるが、田地でもあるので（別途東西線を引くことにより）東方（地頭分）にも分割した。従って馬野、橋津、伯井田では中分線が東西に交会する結果となった。しかし小垣（地域名）の所では北条河（旧天神川）を挟み東西両側とも東分（地頭分）とした。こうしたことからこの絵図では東方（地頭分）・西分（領家分）ともそれぞれ明記してある。もっとも南方の境界については、宣福寺と木谷寺の間に朱線を入れ、堀を掘ったが、堀の行手は深山であり、峯や谷が続くためとてい（完全に）掘り通すことができない。従って（この場合には）境界の朱線が三朝郷の境界に達するまでの部分については、朱線の通りにまっすぐ見通して、それで東西両分の所領を認めることにした」となっている（（）内は筆者の加筆。なおこの後に先述の正嘉二年十一月の年月と領家側、地頭側の署



第2図 東郷庄和与中分図

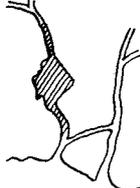
名があるとともに別行で異筆の追記があるのが興味を引く。その一は「正嘉二年東西中分の絵図である。正嘉二年から貞和二年まで八八年である」とあり、その二は「右正嘉の年号から元和まで三六三年である」と追記してあることとで、第一回は貞和二年（一三四六）にこの絵図が改めて意義を確認され

因伯御両国絵図



元禄12~15年(1699~1702)

伯耆御国絵図



天保7年(1836)

因伯海岸之図



天保13年(1842)

因伯海岸絵図



弘化3年(1846)

因伯御両国絵図



慶応3年(1867)

伊能中図



文化3~10年(1806~1813)



現在

第3図 東郷池の地図表現

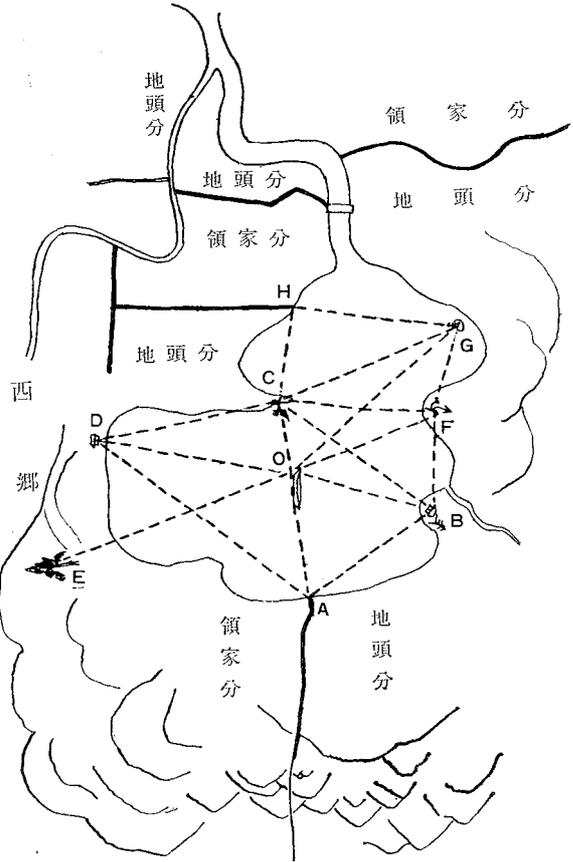
たことを物語る（前掲の松尾神社文書の貞和四年十月廿五日付史料では相変らず両者間に紛争が起こっている）。第二回は元和年間の確認であるが、この方は江戸幕府による社領安堵の手段に使われたものであろう。

さて裏書き通りの作業がなされたとすれば、この絵図は専門家の手を通し、実測および製図がなされたことが想像される。第2図は松尾神社旧蔵の原本の写真版を筆者がトレースしたものであるが、この図の東郷池を、第3図の年代別地図表現に比較した場合、その輪格において近世のものより意外に正確である。細かな部分の相違については、既に自然環境の項で述べた如くデルタの進展が加わっている点を割引かねばならない。前掲第1図の地形図で示された洪水時の湖岸線（昭和四〇年九月の颶風二三号による影響）が、この中分図の東郷池の輪格にほぼ一致する事実から推しても、中分図作成が当時の高い技術を以てしたことは明らかである。

どのような方法で測量を実施したかは推定の他はないが、第4図に示される如き地点から角度を測り、池上および道路

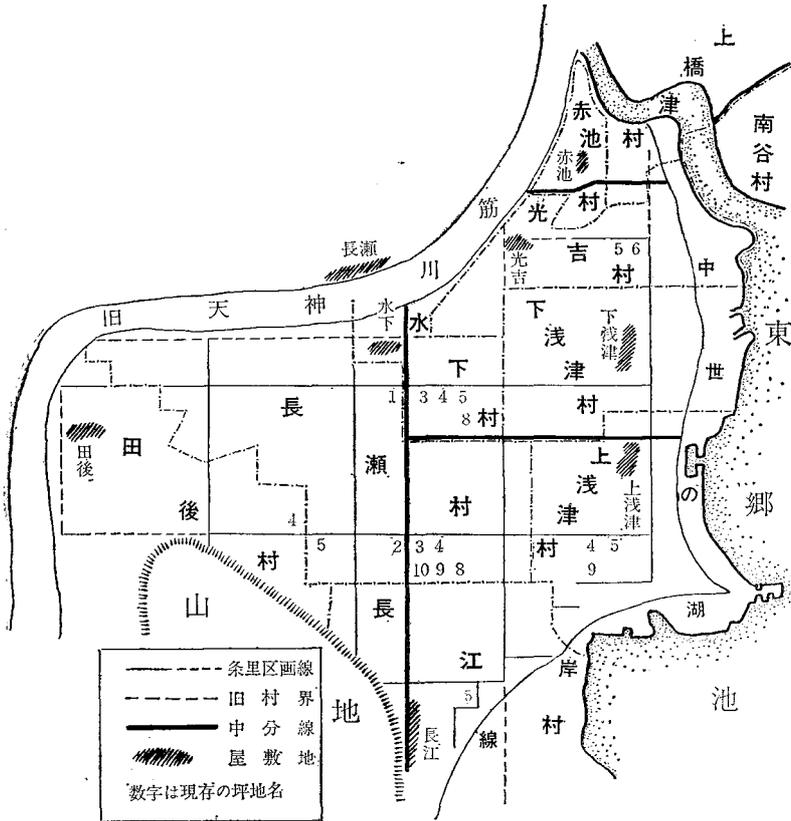
離も縮まって図型を真の姿から遠ざけてしまっている。この他距離測量に池中の舟を利用したことも考えられるが確証はない。

四、羽合平野の集落について



第4図 東郷池の測量法

距離を測って、それぞれの位置を出す方法を採用したのではないかと思われる。例えば $\angle BAC$ や $\angle ACD$ の如きは、現地における筆者の測定値と完全に一致する。従って東郷池南半の図型は距離の上で多小の問題はあるが、うまく描けている。ただ北半の池型は、測線の角度が実測の角度と著しく異なるため、すべての部分が三〇度程東偏するとともに、その南北間の距離



第5図 羽合平野の集落と村域

集落の考証に使った資料は、前掲の松尾神社所蔵文書・同和与中分図の他に(1)羽合町役場所蔵・寛永十年(一六三三)河村郡長瀬村田方畑方地詰帳、(2)同・安政五年(一八五八)長瀬村田方纏入帳が文書史的史料に役立ち、地図類では同じく羽合町役場所蔵の天保十二年(一八四一)作成の赤池村田畑地続全図、同十三年の上浅津村・下浅津村・光吉村の各田畑地続全図、同十四年の南谷村田畑地続全図、同十五年の長瀬村・水下村・田後村の田畑地続全図を利用した。以上の諸資料

に基いて作成した羽合平野の集落概念図が第5図である。

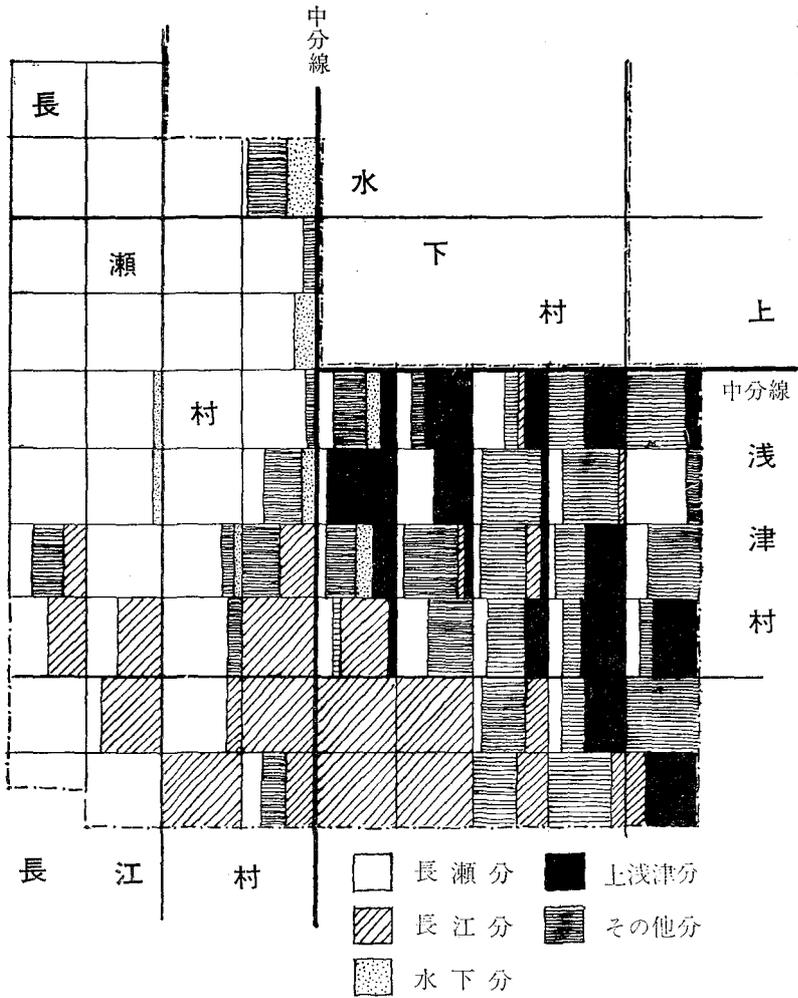
和与中分図では羽合平野の全面に水田記号が描かれ、当時ここが一連の水田地帯であったことを示している。この水田地帯を「広熊路」と呼ぶ南北の中分線で西郷と区別され、「紫繩手」と書かれた東西中分線で地頭と領家が所領を分け合っている。こうした中分線は既存の条里区画線には無関係に引かれているように見える。これは恐らく条里制がその意味を失った中世として当然のことであろう。むしろ近世の村境（上・下浅津村、求下村）が中分線に規定されている。また中分線と村境とが著しく不一致の場合が長瀬村と上浅津との間に見られる。

「和与中分図」では前述の如く伯井田の地域名以外に記載がない。従って集落に関する実情はわからない。ただ絵図に民家と思われる描写が、紫繩手の中分線（東西線）を境に地頭分では湖岸に一ヶ所、領家分では湖岸に一ヶ所、旧天神川沿いに二ヶ所見られる。これから、当時は集落が領家分に多く、地頭分に少なかったことがわかる。こうした中分図の集落を第5図にあててみると、領家分のそれは下浅津と光吉・水下に相当するから、問題はないが、地頭分では、まず湖岸の集落位置に現在集落が全くない。現在の上浅津は中分線に沿っているから、当時存在していたとすれば描き落す筈がない。やはりここにはなく、絵図通りの場所に存在していたものであろう。また現在の赤池も絵図にないから、当時はなかったと考えざるを得ない。なお現在の水下・田後・長瀬の集落は、西郷に属したり、北条郷に入ったたりして、直接この中分図と関係なかったため集落を省略した可能性がある。

次に集落（屋敷地）と村域との関連を眺めてみる。ただし絵図の方は中分線以外に境界の描写がないので、推量の他はないが、羽合平野がデルタである限り、灌漑用水系統において、上・下浅津村は不利であり、従って集落形成が光吉や長瀬・水下よりもおくれたのではないかと考えられる。長瀬・水下に関する資料はないが、光吉について『鳥

取県神社誌』(昭和九年)の収録する村社松尾神社(現在、羽合平野の対岸、東郷町旧花見村野花字西ノ上に位置する)の記事は注意される。すなわち「創立年月不詳。当社は羽合の郷光吉村に鎮座せられ、羽合郷、花見郷の惣氏神と称し(中分図によると両郷とも領家分である)奉祀し来たりしが、年月不詳(恐らく近世に入ってからと想像される)、洪水のため社殿流れて野花村江渚浜藪と云う所に漂着せられ、茲に光吉村を始め羽合郷氏子一同は社を異ぎ奉り、元社地に齋き奉らんとせしも、御神慮を恐み其儘社地を開き奉祀せし由、後今の地に遷し奉れりと。此の浜藪の地は当社の御神幸の御旅所と定め、今に關係を絶たず、光吉村には今に松尾屋敷と称する字を存せり、(現在はこの名称がない。古屋敷の俗称であろう)是れ元の鎮座地たり、尚社祭日には松尾大明神と記されたる幟を建てて祭れる習慣羽合郷に失わざるは、此緣故に依るものにして、何時の頃より氏子分離せしか明かならざるは甚だ遺憾なり。」とあって距離があるにもかかわらず、同じ領家分であるため松尾神社を祭っていたことがわかる。光吉の松尾神社が花見の野花に漂着したというのは伝承であり、光吉の分霊を野花に設けたということ、たまたま水害があつて光吉の松尾神社が流されるとともに、光吉村自体がこのため衰退してこうした伝承の形を採らざるを得なかつたのではないかと考へている。

上・下浅津村境が中分線に規定されているのは、当時既に存在していた浅津村が中分線により領家分と地頭分に二分されたことに原因があると思われる。もちろん中分図のできたころは未分化であつた。例えば前掲松尾神社文書の一つ、明徳三年(一三九二)正月十一日付の讓狀に「讓与 別相伝社領所々事(中略) 一伯耆国東郷庄内浅津預所職并西山分其他新田參町 在所ニ於 段別五百文」とあつて、上・下の区別はなく、ただ領家分の中に、地頭により徴税の役目を代行した浅津の集落の存在が明白となる。絵図の位置は現在の浅津に相当するから、ここから現在の

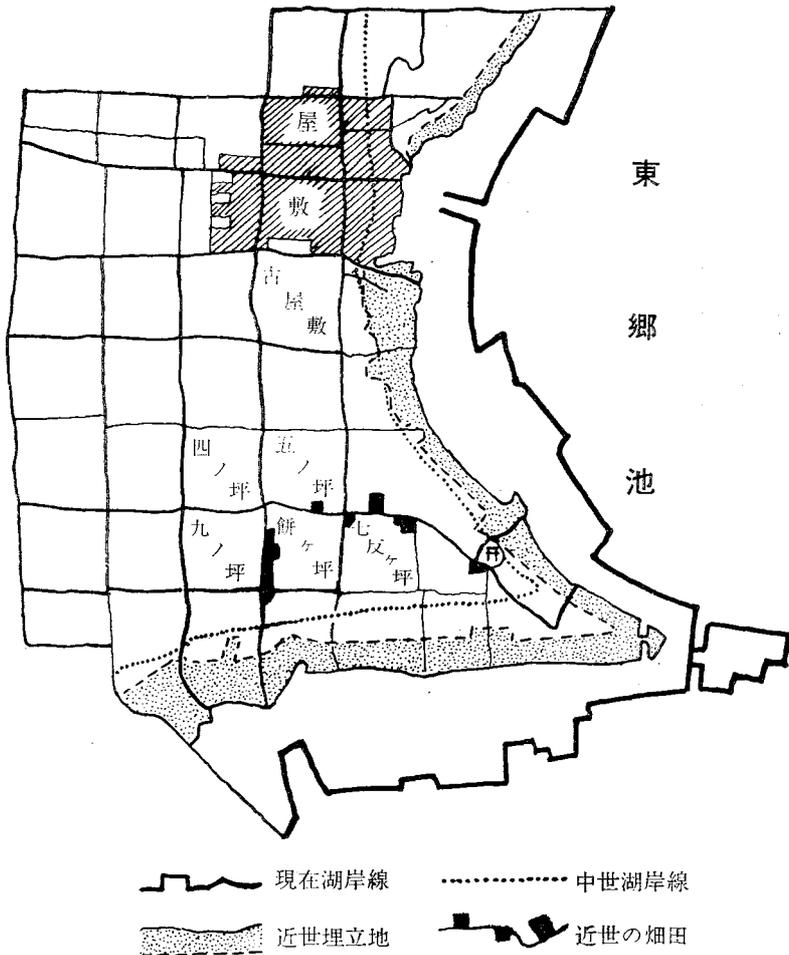


第6図 長瀬村東部における入組状況

上浅津の集落が析出したものである。

光吉の村落は浅津より形成が古いと思われるにもかかわらず村境は下浅津・赤池二村に押されて不規則状を呈している。これは前述の洪水による村の衰退が何らか関係を持っていると考えられる。

これに比較して長瀬村境は、かつ



第7図 上浅津村と集落

て中分線以西、特に旧天神川左岸が中心であった筈であるにもかかわらず、村境が中分線の以東に進出し、上浅津村（古くは地頭分の浅津）を押しつけた形である。こうした村境は恐らく近世になって確立したものである。しかし村境は変遷を見たとしても、古い村落生活内容までが、すべて村境の変化に応じて行われたとはいえない。換言すると、この絵図に引かれた中分

線の影響が根強く残っていて、土地所有関係において村相互の入組みの形が残るという状態で新しい近世村落の村界が成立したと見るのである。

第6図は、それを裏付ける地図の一つである。これによると、長瀬村域でありながら、他の部分に比べて、中分線（東西の紫縄手、南北の広熊路）で囲まれた部分、すなわち近世において隣村に喰い込んだ部分に著しく他村の土地が多いことがわかる。特に上浅津分との入組が明白であるが、長江村との間にも村界の変動があったように思われる。

最後に、絵図に見えて、現在全く集落の存在しない上浅津村の例を考えてみたい。絵図の距離が正確でない点については先きに述べたが、当時既に上浅津の集落があったとすれば、中分線の近くに描く筈で、それ程距離を誤ることはあり得ない。従って絵図のそれが上浅津集落でないことは明らかである。すると第7図に示される字古屋敷（江戸末期の村絵図には既にことごとく耕地で、ただ一ヶ所屋敷田と名付けられる耕地が見られる）が第一の候補地となる。しかし中分図の集落の位置に合わない。第二の候補地が、字餅ヶ坪・七反ヶ坪を中心とした畑田の存在である。この位置は中分図に良く一致する。園地の中から宅地と畑地が分離するのが、古代末から中世であったとすれば、この畑田が、宅地の北方への移動により、畑の方のみが取残された形となって近世の村絵図に出ているのではなからうか。また現在のの上浅津の集落に氏神の社がなく、それが七反ヶ坪の東方、字宮の元にあることも、第二の候補地をより有力にする原因である。

次に当時の集落形態について述べると、すくなくとも上浅津の場合は完全な集落とはいい難く、弱い凝集というのが適当と思われる。このことが却ってまた集落の北方移動を容易ならしめたと考えてよいのではなからうか。しかし何故集落が移動したかについての理由は現在の段階では依るべき資料がなく明らかにできないのは遺憾である。

本文中の引用文其他で（ ）内に示したものは、すべて筆者による注記、解釈である。また本研究は谷岡武雄を代表者とした昭和四十二年度文部省科学研究費（総合研究）による『散村の起源と構造に関する歴史地理学的研究』の分担項目「古地図による古代・中世集落の研究」の一部をなすものである。